

訴状訂正申立書

平成 29 年 9 月 8 日

原告は次の通り、平成 29 年 8 月 18 日付提出の頭書事件について、次のとおり訴えを訂正します。

第 1、請求の趣旨第 1 項について以下の通り訂正します。

1、被告が、高齢者社会参加援護事業に係る電車・バス共用福祉回数乗車券（以下「福祉回数券」という。）の福祉回数券供給者である豊橋鉄道株式会社（以下「福祉回数券」という。）の福祉回数券供給者である豊橋鉄道株式会社に、福祉回数券の使用実績調査を行わないことは違法であることを確認する。

第 2、訂正の理由について

1、本件は、地方自治法 242 条の 2 第 1 項 3 号に基づく違法確認を求めるものであるため、不作為を対象にする請求の趣旨でなくてはならないため、不作為の対象を明らかにした。

訴状には福祉回数券供給者を「豊鉄バス株式会社」としていたが、「豊橋鉄道株式会社」に訂正する。

第 3、請求の原因の追加について

請求の趣旨第 1 項について、請求を特定するために以下を追加する。

1、福祉回数券は、年度当初に予想交付枚数分の福祉回数券を豊橋鉄道株式会社株式会社から券面額（2,000円）の80%で購入する。平成29年度も購入している（甲第7号証—1、甲第7号証—2）。そして、年度末に未交付枚数を清算することになっている（甲第8号証—1、甲第8号証—2、甲第8号証—3、甲第8号証—4）。

この購入において豊橋市が、券面額の80%にする根拠は、高齢者社会福祉事業導入当時の福祉回数券使用実績が80%であったというところにある。このことから使用実績を把握することは、公正に公金支出が行われることには不可欠である。

2、平成26年度豊橋市の包括外部監査は「タクシー助成券は、利用実績に基づいた支払いが行われているが、福祉回数券についてはその購入価額は券面額の80%と一定である。この80%は制度導入当時の使用率である。現状は交付された福祉回数券の使用実績を把握していないため、購入価額の80%の経済性が検証することができない。そのため電車、バスの運行業者に依頼して何らかの方法で福祉回数券の利用実績を把握すべきである。」と勧告した（甲1、154ページ）が平成29年9月8日現在被告は、当該使用実績を調査していない。

3、豊橋市は、平成14年度より生活路線維持費補助金交付制度を設けており、福祉回数券の供給者である豊鉄バス株式会社（豊鉄バス株式会社は豊橋鉄道株式会社の完全子会社）から補助金申請を受けていることは訴状で述べたが、補助金申請にあたり豊鉄バス株式会社から1日の利用状況表が提出されていることが原告の情報開示請求により判明した（甲第9号証—1、甲第

9号証一2)。したがって福祉回数券の使用実績は15年前から容易に把握できる状態にあった。

被告は、「近隣市の福祉回数乗車券やその他さまざまな回数券、乗車整理券を加えると膨大な数になるから使用実績の調査は困難だ」と豊橋市議会で答弁を繰り返したが、全くの虚偽あるいは重大な瑕疵があったといえる。

添付書類

訴状訂正申立書 副本 1通

甲号証写し 各1通

